

§ 13 災害にあったとき

§ 13の1 給付金の請求

《共済組合》災害見舞金…………… § 13-001頁

《県互助組合》災害見舞金…………… § 13-003頁

《共済組合》災害見舞金（法第73条、運用方針第73条関係、施行令第23条、施行規程第117条、第174条、運営規則第21条）

1 支給要件及び支給額

組合員が、水震火災その他の非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたときは、次表の損害の程度に応じて、災害見舞金が支給されます。

損 害 の 程 度	災害見舞金
1 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき 2 住居及び家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×3月分
1 住居及び家財の $\frac{1}{2}$ 以上が焼失又は滅失したとき 2 住居及び家財に前記と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき 4 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×2月分
1 住居及び家財の $\frac{1}{3}$ 以上が焼失又は滅失したとき 2 住居及び家財に前記と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の $\frac{1}{2}$ 以上が焼失又は滅失したとき 4 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×1月分
1 住居又は家財の $\frac{1}{3}$ 以上が焼失又は滅失したとき 2 住居又は家財に前記と同程度の損害を受けたとき	標準報酬月額×0.5月分

(注) 支給額の算定は、住居、家財をそれぞれ個別に適用して算定した月数を合算します。
ただし、標準報酬の月額が3月分となる金額が最高限度額になります。

2 給付についての一般的事項

- (1) 非常災害で損害を受けた場合には速やかに広島支部へ連絡してください。
- (2) 「水震火災その他の非常災害」には、洪水、津波、台風、豪雨、地震、地割れ、がけ崩れ、雪崩、たつまき、落雷、火災等の主として自然現象をいいますが、その他の予測しがたい事故も含まれます。ただし、盗難は含みません。
- (3) 「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物をいい、自宅、公舎、借家、借間の別は問いません。ただし、別棟の離れ屋、物置、納屋、塀等は住居に該当しません。

- (4) 「家財」とは、次に掲げる要件に該当するものをいいます。
- ・住居以外の社会生活上必要な一切の財産（山林、田畑、宅地、貸家等の不動産及び現金、預貯金、有価証券は含まない。）
 - ・生活の本拠である住居の内にある動産（長期間他家に預けたまま日常生活に使用していない物は対象外。）
 - ・組合員及び被扶養者の所有する物に限る。
 - ・自動車は、通勤用に限らず、日常使用するものであれば、「住居以外の社会生活上必要な一切の財産」に含まれる。
- (5) 損害の程度は、原則として住居又は家財を換価して判定するものですが、組合員と被扶養者が別居している場合はそれぞれの住居又は家財を換価して、その合算額を組合員の住居又は家財の額として計算します。
- (6) 集中豪雨によるがけ崩れ等のために立退命令を受け、住居の移転を要する場合も災害とみなし、支給の対象となります。
- (7) 同一世帯に組合員が二人以上いる場合は、それぞれの組合員に対して支給されます。
- (8) 浸水により家屋（家財を含む。）が損害を受け、その損害の程度の認定が困難な場合に限り、住居及び家財の損害を区分することなく、次の外形的標準により処理するものとします。

浸水の程度	災害見舞金
床上120cm以上	標準報酬月額×1月分
床上 30cm以上	標準報酬月額×0.5月分

- (9) 任意継続組合員の場合、「組合員」を「任意継続組合員」に読み替えて適用されます。

3 請求書類

※ 支給要件に該当すると思われるときは、請求する前に広島支部へ連絡してください。

弔慰金・家族弔慰金・災害見舞金・(互)災害見舞金請求書（様式集 § 13-001頁） 1部

（添付書類）

- (1) り災証明書（市区町、警察署、消防署等所轄官公署が発行したもの）
- (2) り災状況等報告書（様式集 § 13-005頁・記入例 § 13-006頁参照）
- (3) り災部分等の写真
- (4) 家財被害状況内訳書（様式集 § 13-007頁・記入例 § 13-008頁参照）
- (5) 家屋平面図（り災部分を朱書）
- (6) 修繕見積書（業者作成）
- (7) 家屋の価値がわかる書類（固定資産税納税通知書など）

り災証明書の内容が全焼もしくは全損の場合、(5)～(7) 不要です。

- * 災害理由や被害状況によって提出書類が異なりますので、事前に共済組合に確認してください。
- * 請求書受理後に現地調査をさせていただく場合があります。

《県互助組合》 災害見舞金 (互)運営規則第15条)

1 支給要件

組合員が水震火災その他非常災害により、その住居又は家財に損害を受け、共済組合から災害見舞金の給付を受けたときは、組合員に災害見舞金が支給されます。

2 支給額

- ① 共済組合から標準報酬月額3月分災害見舞金が給付される時 30万円
- ② 共済組合から標準報酬月額2.5～2月分災害見舞金が給付される時 18万円
- ③ 共済組合から標準報酬月額1.5～0.5月分災害見舞金が給付される時 6万円
- ④ 共済組合から災害見舞金の給付がない場合で、次の要件に該当するとき 3万円
 - ・ 平屋建の家屋で床上浸水の時
 - ・ 住居又は家財の5分の1の損害を受けたとき

3 請求手続

(互)災害見舞金請求書 (様式集 § 13-001頁)

この書類は、共済組合と県互助組合の共通様式です。共済組合に提出されると県互助組合に請求手続をしたことになります。

§ 1 3 の 2 災害対策事業

共済組合では、保健事業として災害対策事業を実施し、見舞金を支給しています。

1 支給の対象者

- (1) 災害救助法が発動された地域内で被害を受け、短期給付の災害見舞金の支給を受ける人
- (2) 災害救助法が発動された地域外で、災害救助法が発動された事由と同一の事由で非常災害を受け、かつ、短期給付の災害見舞金の支給を受ける人

2 見舞金の額

対象となった組合員 1 人当たり 30,000 円（現金給付）。

3 支給の手続

災害見舞金の支給決定を受け、健康管理係が行います。